

23建第 866号
平成23年11月30日

関係団体の長 様

長崎県土木部建築課長
(公印省略)

平成23年度 建築・住宅現場一斉安全パトロールの実施について（通知）

晩秋の候、ますますご盛栄のこととお喜び申し上げます。また、日頃から本県の建築・住宅行政にご理解・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、建築・住宅工事の事故防止対策については、貴団体におかれましても日頃より貴下会員への御指導をいただいているところですが、残念ながら今年度工事関係者事故や公衆災害が多発しています。

このことを踏まえ、先日監督職員等に対する緊急の安全関連研修を実施しましたが、これから年末年始の忙しい時期を迎え、事故が起こりやすい状況も予想されるため、別添実施要領のとおり建築課長及び住宅課長をはじめとする監督職員等による工事現場の一斉安全パトロールを実施することとなりました。

つきましては、貴下会員に対して標記安全パトロールへの協力となお一層の安全対策の徹底を御指導いただきますようお願いいたします。

担当：土木部建築課計画指導班 谷川、橋口

平成23年度 建築・住宅現場一斉安全パトロール実施要領

長崎県土木部建築課・住宅課

1. 点検の目的

最近多発している「墜落・転落事故」の防止を重点項目とし、工事担当課長をはじめ監督職員等による工事現場の一斉安全パトロールを実施し、現場における危険箇所・安全対策などについて点検・指導を行うことにより工事現場の安全向上を図ることを目的とする。

2. 点検時期

12月5日（月）～12月22日（木）

3. 点検対象工事の選定

- ① 原則として点検時期に稼働中のすべての工事を対象とする。ただし、竣工間近等で足場（脚立等の簡易足場を含む）を使用しない工事を除く。
- ② 各発注機関は、選定結果を様式一1により平成23年12月2日（金）までに建築課計画指導班あて報告する。

4. 点検内容

別添様式3「安全点検実施シート」による。

5. 点検方法

原則として監督職員により点検する。ただし、できるだけ担当課長又は担当課長補佐等が立会うものとする。

6. 不備・改善事項等の措置

点検時に不備を発見した場合は、速やかに改善を指示し、様式4により改善報告を受けること。

7. 点検結果

点検結果については、各発注機関ごとに集計を行い、とりまとめた結果を様式一2（様式3及び様式4を添付）により平成24年1月6日（金）までに建築課計画指導班あて報告する。

8. 報告先

様式1、様式2、様式3及び様式4は下記メールアドレス宛報告すること。
建築課計画指導班 担当：橋口 n-hashiguchi@pref.nagasaki.lg.jp

9. その他

今後発注する工事等で点検時期をはずれる現場は、「完全点検実施シート」等を活用して監督職員による安全点検を随時実施すること。

[illegible]

平成23年度 安全点検実施シート

【総括表】

1/5

工 事 名			
工 事 場 所			
請 負 業 者			
請 負 金 額			
工 期			
工 事 概 要			
点 検 日 内 の 容 作 業			
工 事 担 当 課	機 関 名	部	課

点 検 日	平成23年〇〇月〇〇日		
点 検 者	所 属	役 職	氏 名

コメント記入欄		
※パトロールについてのコメントを記入して下さい。		
記入日付	役 職	氏 名
平成23年〇〇月〇〇日		

平成23年度 安全点検実施シート

【転落・墜落災害防止】

2 / 5

点検項目 根拠等	チェックポイント	チェック欄			措置内容等
		対象外	良好	不備	
足場／枠組足場（手すり先行型足場） 【重点項目：墜落・転落災害の防止】					
安衛則562 ①	最大積載荷重の表示は示しているか。	☐	☐	☐	
安衛則563 ②	作業床は巾40cm 以上、すき間3cm 以下で固定しているか。また、コンパネ・ベニヤ等を使用していないか。	☐	☐	☐	
安衛則519 ③	端部（妻面）に手摺及び中さんを設置しているか。	☐	☐	☐	
安衛則570 ④	ベース金具を使用し、敷板等で沈下防止等の措置を行っているか。	☐	☐	☐	
安衛則570 ⑤	根がらみを確実に取り付けているか。又はベース金具を敷板等に釘止めしているか。	☐	☐	☐	
足場／単管足場 【重点項目：墜落・転落災害の防止】					
安衛則562 ①	最大積載荷重の表示は示しているか。	☐	☐	☐	
安衛則563 ②	作業床は巾40cm 以上、すき間3cm 以下で固定しているか。また、コンパネ・ベニヤ等を使用していないか。	☐	☐	☐	
安衛則563 ③	手摺及び中さんは全面に入っているか。	☐	☐	☐	
安衛則570 ④	ベース金具を使用し、敷板等で沈下防止等の措置を行っているか。	☐	☐	☐	
安衛則570 ⑤	根がらみを確実に取り付けているか。又はベース金具を敷板等に釘止めしているか。	☐	☐	☐	
足場／移動式足場 【重点項目：墜落・転落災害の防止】					
安衛則570 ①	使用中はキャスターのブレーキを4箇所確実にきかせているか。	☐	☐	☐	
指針3-6 ②	手摺は高さ90cm 以上とし、また中棧等を設置しているか。	☐	☐	☐	
足場／脚立足場 【重点項目：墜落・転落災害の防止】					
安衛則563 ①	床段差部で使用していないか。	☐	☐	☐	
安衛則563 ②	足場上、開口部養生蓋の上に設置していないか。	☐	☐	☐	
安衛則563 ③	開き止めを確実にセットしているか。	☐	☐	☐	
安衛則563 ④	単独使用の場合、最上段で作業していないか。	☐	☐	☐	
安衛則563 ⑤	足場板はゴムバンド等で緊結しているか。	☐	☐	☐	
開口部 【重点項目：墜落・転落災害の防止】					
安衛則519 ①	安全帯を取り付ける設備はあるか。	☐	☐	☐	
安衛則519 ②	手摺の高さは90cm 以上で中棧を設置しているか。	☐	☐	☐	
— ③	開口部に注意表示を設置しているか。	☐	☐	☐	
昇降・渡り通路 【重点項目：墜落・転落災害の防止】					
— ①	手摺の高さは90cm 以上で中棧を設けているか。	☐	☐	☐	
— ②	支持物に固定しているか。	☐	☐	☐	
その他					

平成23年度 安全点検実施シート

【崩壊・倒壊災害防止】

3 / 5

点検項目 根拠等	チェックポイント	チェック欄			措置内容等
		対象外	良好	不備	
型枠支保工／組立解体等					
安衛則246	① 組立解体作業には作業主任者を選任しているか。	☐	☐	☐	
安衛則245	② 組立解体作業区域には関係者以外の立入禁止措置がとられているか。	☐	☐	☐	
型枠支保工／型枠支保工					
安衛則242	① 敷板、コンクリートの打設等により支柱の沈下防止措置を行っているか。	☐	☐	☐	
型枠支保工／型枠構台					
安衛則518	① 型枠足場の上部に作業床を設けているか。	☐	☐	☐	
安衛則242	② 全体に筋かいを設けているか。	☐	☐	☐	
土留め支保工					
安衛則374	① 組立解体作業には作業主任者を選任しているか。	☐	☐	☐	
安衛則372	② 組立解体作業区域には関係者以外の立入禁止措置がとられているか。	☐	☐	☐	
安衛則368	③ 支保工の材料は著しい損傷、変形または腐食のないものを使用しているか。	☐	☐	☐	
安衛則519	④ 土止め周囲には適切な手摺があるか。	☐	☐	☐	
安衛則526	⑤ 昇降設備を設けているか。	☐	☐	☐	
—	⑥ 開口部の近くに土砂、重量物等を置いていないか。	☐	☐	☐	
—	⑦ 切梁上に建設資材等を載せていないか。	☐	☐	☐	
安衛則371	⑧ 切梁等圧縮材の継手は突合せ継手としているか(火打ちを除く)。	☐	☐	☐	
安衛則371	⑨ 切梁、腹起しは脱落を防止するため、矢板、杭等に確実に止めているか。	☐	☐	☐	
安衛則519	⑩ 切梁等に作業通路又は親綱を設置しているか。	☐	☐	☐	
掘削作業					
安衛則365	① 地山掘削の前に次の事項について調査を行っているか。 1.形状、地質及び地層の状態 2.亀裂、含水、湧水及び凍結の有無及び状態 3.埋設物の有無及び状態 4.高温のガス及び蒸気の有無及び状態	☐	☐	☐	
安衛則361	② 地山の崩壊等により作業員に危険を及ぼすおそれがある場合は、土止め支保工を設け、防護網を張り、立入禁止措置を行っているか。	☐	☐	☐	
その他					

平成23年度 安全点検実施シート

【重機災害防止】

4 / 5

点検項目 根拠等	チェックポイント	チェック欄			措置内容等
		対象外	良好	不備	
整地・運搬・積込機械／フルドーザー、モーターグレーダー等					
安衛則157,158	① 転倒又は接触等の危険がある場合は誘導員を配置しているか。	☐	☐	☐	
安衛則158	② 作業員を機械の周囲へ立入らせていないか。	☐	☐	☐	
掘削用機械／バックホウ、バックホウ、ラムシール等					
安衛則158	① 立入禁止の措置又は誘導員の配置はよいか。	☐	☐	☐	
安衛則164	② 主たる用途外の使用(荷の吊り上げ等)をしていないか。	☐	☐	☐	
基礎工事用機械／杭打ち機、7-ストリル、せん孔機、7-スカー等					
安衛則174	① 危険箇所の立入禁止措置は適切か。	☐	☐	☐	
安衛則173	② 敷鉄板等を使用して倒壊防止をしているか。	☐	☐	☐	
安衛則189	③ 合図者を指名し決められた合図を行っているか。	☐	☐	☐	
締固め用機械／ローラー車等					
安衛則158	① 機械の周囲(死角)に作業員が立ち入っていないか。	☐	☐	☐	
コンクリート打設用機械／コンクリートポンプ車等					
—	① ブームの下で作業をしていないか。	☐	☐	☐	
—	② アウトリガーは最大に張り出しているか。	☐	☐	☐	
安衛則171の2	③ コンクリート吹き出し部へ作業員が立ち入っていないか。	☐	☐	☐	
解体用機械／ブレイク等					
安衛則157,158	① 転倒又は接触等の危険がある場合は誘導員を配置しているか。	☐	☐	☐	
安衛則171の4	② 作業区域に立ち入り禁止措置を行っているか。	☐	☐	☐	
移動式クレーン作業					
—	① 吊荷の下に立ち入っていないか。	☐	☐	☐	
クレーン則70の3	② 軟弱な地盤では敷鉄板を使用しているか。	☐	☐	☐	
玉掛作業					
クレーン則215	① 玉掛ワイヤに形くずれ、素線切れ等の損傷はないか。	☐	☐	☐	
—	② 1本吊りをしていないか。	☐	☐	☐	
—	③ 吊り荷の下に作業員が立ち入っていないか。	☐	☐	☐	
—	④ 合図者を配置しているか。	☐	☐	☐	
その他					

平成23年度 安全点検実施シート

【公衆災害防止】

5/5

点検項目 根拠等	チェックポイント	チェック欄			措置内容等
		対象外	良好	不備	
第三者災害防止措置					
—	① 工事看板を、一般市民が見やすい場所に掲示しているか。また、堅固に取り付けているか。	☐	☐	☐	
—	② 工事関係車両出入口の看板等は設置されているか。	☐	☐	☐	
—	③ 関係者以外立入禁止の表示をしているか。	☐	☐	☐	
公衆災 11,13,24	④ 第三者への危険が予測される場合、柵等を設けているか。	☐	☐	☐	
公衆災10	⑤ 作業中の区域は、周囲と明確に分けるため、さく等で隙間なく囲っているか。	☐	☐	☐	
公衆災10	⑥ さく等は強風等により倒壊しない強度を有しているか。	☐	☐	☐	
公衆災16	⑦ 出入口の施錠はあるか。	☐	☐	☐	
公衆災16	⑧ 作業場の出入口の構造・措置は適切か。	☐	☐	☐	
—	⑨ 資材置場はさく等で囲っているか。	☐	☐	☐	
—	⑩ ガードマンは適切に配置しているか。	☐	☐	☐	
—	⑪ 通行を開放している箇所の段差は、段差対策と注意喚起等の表示をしているか。	☐	☐	☐	
—	⑫ 一般車両が通行する箇所の段差対策をしているか。	☐	☐	☐	
—	⑬ 歩行者の通行に危険な箇所(突起物等)には、危険表示等をしているか。	☐	☐	☐	
—	⑭ 夜間に車両や歩行者が通行する場所には保安灯等を設置しているか。	☐	☐	☐	
架空線等損傷事故の防止					
—	① 作業前には、架空線に注意が向くよう、のぼり旗・目印表示の設置等を行っているか。	☐	☐	☐	
—	② オペレーター・重機誘導員等とともに現地を確認し、具体的な安全対策の実施方法を施工計画書に記載し、その実施状況を報告しているか。	☐	☐	☐	
—	③ 架空線等の障害物周辺における建設機械等の作業において、誘導員を配置すると共に、事前に具体的な誘導方法・合図等を確認しているか。	☐	☐	☐	
—	④ バックホウ、積載型トラッククレーン(ユニック)、ダンプトラックなどを移動するときは、必ずアームや荷台をさげているか。	☐	☐	☐	
埋設物接近作業					
公衆災 34,35	① 埋設物管理者の立会いが行われているか。	☐	☐	☐	
公衆災36	② 埋設物の確認はしたか。	☐	☐	☐	
—	③ 地下埋設物の確認位置には杭や旗、ペンキ等で目印を設けているか。	☐	☐	☐	
安衛則194	④ くい打機又はボーリングマシンを使用して作業を行う場合、地下埋設物の有無及び状況を確認し、それらに対して適応する措置を講じているか。	☐	☐	☐	
—	⑤ 埋設物又はレンガ塀、コンクリートブロック塀、擁壁、電柱等の建設物に接近して掘削作業を行う場合は、補強、移設等の措置がなされているか。	☐	☐	☐	
その他					

安全点検改善報告書

工事名	
請負業社名	

番号	点検箇所	種別	部位	不備の状況	写真NO.
1	足場	手すり先行足場	手すり	妻側の手すりに中さんを設けること	1
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					

※写真を添付してください

工事名: 0

請負業社名: 0

NO.1	改善前	改善後
足場	妻側の手すりに中さんを設けること	中さんを設置した。
手すり先行足場		
手すり		
NO. 2	改善前	改善後
0	0	
0		
0		
NO. 3	改善前	改善後
0	0	
0		
0		

H23年度 長崎県土木部発注工事における発生事事故事例（建築・住宅工事）

☆H23.4.1～ H23.11.28 現在

NO	事故発生日	工事種類	事故の種類	元請下請	事故概要	事故原因
1	5/26	建築	工事事故	下請（1次）	ローリング足場上で外部鉄骨胴縁取付作業中移動するため、安全帯を一旦外し再度掛けるとき足元がすべりバランスを保てず墜落した。	・安全計画の不備 ・ローリング足場の登り口に手すり及び中さんが設けていなかった。 ・被災者が身を乗り出して作業しようとした。
2	6/26	住宅	公衆災害	—	既存フェンスを利用して設置していた工事看板が、強風により飛ばされ、近くにいた中学生の足に当たった。	工事看板の固定方法が強度不足だった。
3	7/16	建築	工事事故	下請（1次）	犬走りコンクリート打設前の養生中に、壁際の床に仮固定された牛欄（W=2300×H=1950）が被災者の方へゆっくり倒れてきた。両手で支えようとしたが、支えられなくて頭部で受けてしまい、首を損傷した。	・柵の管理者（元請）が作業前の点検を怠った。
4	8/17	建築	工事事故	下請（3次）	基礎小梁配筋作業中にバランスを崩して、高さ1.3m落下した。	・被災者が脚立等の足場を使用しないで作業していた。
5	10/2	建築	公衆災害	—	グラウト材の圧送用配管の試験圧送中に接続部の金具が外れてグラウト材が飛散して近くにいた高校生に付着した。	元請の下請に対する管理指導が不足していた。
6	11/5	建築	工事事故	下請（1次）	既設給水管を撤去するために接続ねじ部を工具で回そうとしたところ、工具が滑ってバランスを崩して脚立から高さ1.5m下に転落した。	元請が提供した簡易足場（立ち馬）を使用しなかった。